

令和3年6月16日

岸和田市障害者等相談支援事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領及び仕様書に関する質疑回答書

番号	質疑事項	質疑内容	回答
1	人員配置について	基準以上の配置であれば、常勤 非常勤の数は問題ないのでしょうか？	お見込みのとおりです。
2	契約期間について	契約期間 令和4年3月31日までとありますが、期間終了後の利用者様への移譲先に関しての紹介や手続きは、事業所が独自で行う事となるのでしょうか？	事業所様からの申し出により契約更新しない場合等については、岸和田市障害者等相談支援事業業務委託仕様書「8. その他」「(1) 業務の引継ぎ」にあるとおりです。相談支援事業の性格上、業務の引継ぎ期間を考慮した十分な期間をとっていただく必要があるとともに、引継ぎ完了まで責任をもって対応していただくことが必要です。また、次の事業所選定につきましては、市の方で行います。